

# 2023年度「多摩チャレンジ奨学金」募集要項

## —首都圏外学生給付型奨学金—

### 1. 本奨学金の目的

本奨学金は、多摩大学を強く志望する首都圏外出身の学生に入学後給付する制度です。2023年4月に多摩大学への入学を希望する、学業成績が優秀な首都圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)以外の国内高等学校出身者に対して、経済的支援を行うことを目的としています。

### 2. 申請資格

以下の(1)～(7)の条件、すべてに該当する必要があります。

- (1) 2023年度各一般選抜を受験する者。
- (2) 日本国籍を有する者、または永住者、定住者、日本人(永住者)の配偶者・子。
- (3) 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県以外の高等学校または中等教育学校の出身者。
- (4) 上記の学校を2023年3月卒業見込みの者または2022年3月以降卒業した者。
- (5) 上記の学校(中等教育学校の場合は後期課程)における**全ての教科・科目の学習成績の状況が「3.3以上」**である者(卒業見込みの者は、最終学年1学期<前期>までの成績で審査。卒業した者は、最終学年3学期<後期>までの成績で審査)。
- (6) 父母年収合計が**800万円(所得金額600万円相当)**以下の者。
- (7) 父母それぞれの所得証明書の所得を合算(申請時において最新のもの)。

### 3. 候補者の選出方法

事前提出書類および試験結果の総合判定による選出

### 4. 給付金額・給付期間

- (1) 給付金額：年額40万円
- (2) 給付日：7月下旬、12月下旬に半額ずつ支給
- (3) 給付期間：入学後1年間

※入学後の2年目以降も継続して本奨学金の受給を希望する場合は、所定の期間内に申請書類を提出し、前年度の学業成績、家計状況がわかる書類等に基づく審査を毎年受けることで、入学年度を含め4年間の最短修業年限期間中の継続受給が可能です。詳細については、毎年2月頃に担当部署(学生課)より連絡があります。

### 5. 採用候補者数

最大8名(経営情報学部最大5名、グローバルスタディーズ学部最大3名)

### 6. 申請方法等

- (1) 申請方法  
下記7.の申請書類を全て揃えて、出願書類に同封して簡易書留・速達で郵送してください。
- (2) 申請期間  
受験する各一般選抜の出願期間
- (3) 送付先  
〒206-0022 東京都多摩市聖ヶ丘4-1-1 多摩大学入試課  
※出願後にダウンロードできる宛名ラベルをご使用下さい。

## 7. 申請書類

以下の書類を全て揃えて、各一般選抜の出願書類に同封して郵送してください。不備がある場合、選考対象外となります。

①	「多摩チャレンジ奨学金」申請書(様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者本人が記入したうえで、必ず出身高等学校で評定平均値等の証明を受けてください(評定平均の証明がない場合は、申請を受け付けできませんのでご注意ください)。</li> <li>記入内容の訂正は、二重線を引き該当箇所に押印してください。</li> </ul>
②	父母両方の2022年度所得証明書(2021年分収入・所得が記載) ※市区町村役場にて発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得証明書の名称・書式は、各地方自治体によって異なる。 ex. 市区町村民税・県民税課税証明書、特別区税・都民税課税(非課税)証明書</li> <li>収入、所得の種類(内訳)と金額が明記されていること。</li> <li>無収入や非課税の場合は、「最新の非課税証明書」を提出してください。</li> <li>2021年(令和3年)1月から本奨学金申請までの間に転職・退職・廃業・収入が変動した場合には、所得証明書に加え「現職の給与明細」・「前職の退職証明書(または離職票)」・「廃業証明書」等現在の収入状況が証明できるものを提出してください。ご不明な点をご相談ください。</li> <li>父母がいない場合は、父母に代わり家計を支えている者の所得証明書を提出してください。</li> </ul>
③	本人の住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村役場発行。</li> <li>発行後3カ月以内のものであること。</li> <li>日本国籍を有していない方は、国籍・在留資格・在留期間が記載されている住民票(発行後3カ月以内のもの)を提出のこと。</li> </ul>
④	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の方は、以下の書類を提出のこと。</li> <li>①所得証明書の「寡婦・寡夫」「特別寡婦」欄に*印や控除金額が記載されている場合は、特別な書類は提出不要です。</li> <li>②記載されていない場合は、源泉徴収票(寡婦・寡夫欄に*印が記載されているもの)や、ひとり親家庭等医療費受給資格者証、福祉医療費受給資格者証、児童扶養手当の支給証明書、戸籍謄本のいずれか1点。</li> </ul>

※上記書類はマイナンバーの記載のないものをご用意ください。

## 7. 採用候補者が本奨学生に正式採用されるための条件と採用後の流れ

申請資格を満たし申請書類を不備なく提出した対象者につき、出身高等学校の評定平均値・家計状況、試験結果を総合的に審査し、以下の流れで採用候補者を決定・採用者への給付を行います。

### ①入試出願・受験(12月～3月)

申請者が合格時に採用内定者となった場合、入学手続を行うことにより正式に採用者となります。

### ②入試合格・入学手続(2月～4月)

入学手続をし、入学後に所定の期間内(4月中を予定)に在籍する各キャンパスの入試課担当窓口にて受給手続きしてください。**※多摩チャレンジ奨学金採用候補者決定通知書を持参してください。**

### ③入学後、奨学金給付(4月以降)

2023年7月下旬、12月下旬に半額ずつ奨学金を支給します。

### ④2年目以降の継続受給(毎年2月頃)

担当部署(学生課)より継続受給の確認連絡があります。継続受給希望の場合は毎年手続をしてください。

## 8. 個人情報の取り扱い

本奨学金の申請にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、次の事項のみ利用し、その他の目的に使用することは一切ありません。

- ①本奨学金の選考・決定
- ②多摩大学の奨学金制度における調査、研究、分析
- ③上記①、②に付随する業務

## 9. その他注意点

- ①本奨学金の申請は、入学試験の合否に一切影響いたしません。
- ②採用候補者としての有効期間は、2023年度4月入学試験に限ります。
- ③本奨学金の候補者に採用されても、他大学との併願、他大学への入学を制限することはありません。
- ④各一般選抜以外の選抜制度で合格して入学する場合には、本奨学金を受けることはできません。
- ⑤提出された申請書類はどのような理由・事情があっても一切返却できません。
- ⑥入学後、他の奨学金を申請することは可能です。ただし、申請条件は併用となる他の奨学金の定める基準に準じます。
- ⑦次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生としての資格を喪失し、奨学金の停止や返還を求めることがあります。
  - a. 学則に基づく休学、退学、停学、除籍等の場合
  - b. 申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
  - c. その他奨学生として不適格と認められた場合
- ⑧採用候補者数は最大8名(経営情報学部最大5名、グローバルスタディーズ学部最大3名)です。申請者が多い場合は、申請資格を満たしていても、選考により不採用になることがあります。

## 11. お問い合わせ先

◇入学試験・本奨学金に関するお問い合わせ  
多摩大学入試課

TEL : 042-337-7119 月～金(祝日除く) 9:00～17:00

MAIL : [nyushi@gr.tama.ac.jp](mailto:nyushi@gr.tama.ac.jp)

以 上